

議 事 内 容

- 次長 第 98 回常設審議委員会の定刻となりました。
はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 議長 それでは、ただいまから第 98 回常設審議委員会を開会いたします。
まず、本日の出席状況を報告してください。
- 事務局長 本日は、審議委員の総数 17 名に対し 12 名の出席をいただいております。
常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (資料 1 により報告)
- 議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 5 条・3 件、県からの意見聴取が農地法第 41 条・1 件ほか、「農地中間管理事業の推進に係る要請書(案)について」を議題としています。
どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議事録署名者として、〇〇・〇〇委員と〇〇・〇〇委員をお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長 はじめに、農地法第 5 条の規定による意見聴取に入ります。
一括上程しますので、内容について、農業委員会事務局から説明をお願いします。
- 議長 はじめに、〇〇農業委員会からお願いします。
- 〇〇農業委員会 (整理番号 5 - 1 について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-2について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-3について、資料に沿って説明)

議長 農地法第5条関係3件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 3種農地ということになってはいますが、ここは区画整理されているように見えるのですが。土地改良区の同意ともありますので土地改良された場所ではあるということですか。

〇〇農業委員会 おっしゃるとおり圃場整備がされた農地になります。

〇〇委員 3種判断はどうしてですか。

〇〇農業委員会 3種判断については、インターチェンジから概ね300m以内にある農地ということで、第3種と判断をいたしております。

〇〇委員 ということはこの図面上左側も該当するということですね。

- 〇〇農業委員会 そうですね。ここの申請地がインターチェンジから 200m になっておりますので、プラス 100m 程度までは第 3 種と判断できると考えております。
- 議長 他にございませんか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第 5 条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の農産物加工施設及び貸物流施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 ちょっとお尋ねですけど、賃借料が 280 千円と 110 千円という区分けをされております。それで 207 番 1 を 280 千円で貸して、その他は 110 千円ということなんですが、15、16 ページの図面を見てもみますと、地番を超えたところで物流施設が 1,429 m²計画されているみたいなんですが、これは施設に関係なく、こういう賃借料の設定をしているということでしょうか。
- 〇〇農業委員会 あくまでも土地の賃借料でございまして、この施設の賃借料というのはまた別で設定されております。
- 〇〇委員 物流施設に貸す分は開発行為をした人が新たにすることになるので、この賃借料は土地所有者とこれをする人の契約ということですね。
- 〇〇農業委員会 はい。
- 〇〇委員 それともう一つ、通路その他が 7,584 m²と記載をしてありますが、この図面上でいくと、駐車場なり施設なりが 1,429.98 m²と表示してありますが、この配置を見てもみますとかなり全体に対しては広いように見受けられますが、そこら辺はこの土地利用計画の面積で間違いはないでしょうか。

- 〇〇農業委員会 はい、間違いはございません。図面の方が分かりやすく建物とか若干大きく記載されているかと思うんですけど、この面積で間違いないということで業者とは話しております。
- 〇〇委員 そうしますとこの図の物流施設はもう少し上の方に、少し小さく実際の現場では配置をされるという理解でいいわけですね。
- 〇〇農業委員会 そうですね。物流施設が約 1,430 m² ぐらいですので、その面積で計画をされるということです。
- 〇〇委員 はい、ありがとうございます。
- 議長 他にございませんか。
- 〇〇委員 1 種農地でありながら、農産加工施設で一つ許可を取りたい、もう一つは雇用関係で許可を取りたい。両方とも併用して判断して大丈夫とされたのですか。
- 〇〇農業委員会 こちらの判断基準としましては農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設ということで許可をいただく予定です。
- 〇〇委員 そしたら雇用協定は近日締結予定とあるから、その中に何人従業員のうちの何人雇うという設定はどうされているのですか。
- 〇〇農業委員会 〇〇の方が 85 名計画をされていて、そのうち地元の農業従事者は 25 名です。
- 〇〇委員 はい。それと、加工施設の方は畜産加工と書かれていますが、何の加工をされるのですか。
- 〇〇農業委員会 牛肉の加工でハンバーグ等の食肉加工の業務をされる予定です。
- 〇〇委員 本当にこういうことをされるなら、〇〇が主体じゃなくて、加工施設が元々のスタートでそこが入口かなって思うけれども、これは大半がもう〇〇さんの集荷施設ですよ。このところはもっと慎重にせんといかんところだと思うから聞いております。地元で通ってるから私が反対というわけにはいかんけど、その辺しっかりやらんといかんと思います。
- 議長 他にございませんか。
- 〇〇委員 加工施設から油や血が流れると思いますので必ず浄化槽を付けないといけないと思います。図面にも浄化槽とあって、いろんな厳しい規制が

あるはずですが、将来的に量を増やすとか他のも増やすとかもあるかもしれませんが、そこはちゃんとしてもらいたいと思います。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 パイプラインのセットバックというのは敷地内の話なんですか。それとも道路か何かに移すということですか。

〇〇農業委員会 敷地内です。

〇〇委員 地上権設定するのですか。道路じゃなくて敷地内に入れるとしたら転用した駐車場の下にパイプラインが入るということですから、地上権設定か何かしないといけないのではないですか。

〇〇農業委員会 資料の 18 ページに今現在のパイプラインの位置図を載せておりますけれども、ポンプ小屋があって北側の方にパイプラインが伸びている状況でございますので、このパイプラインはそのまま活かします。

〇〇委員 私が言ってるのは、活かすなら地上権設定せんといかんですよってことです。農地と違いますからね。そこはよろしくお願いします。

〇〇農業委員会 地上権設定については、転用事業者のお父さんの土地が大半ということで、まだそこまで至っておりませんが、この後協議をしたいと思えます。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 以上、本日意見を求められた農地法第 5 条関係 3 件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

議長 続きまして、農地法第 41 条に基づく意見聴取に入ります。県農業経営課より説明をお願いします。

県農業経営課	(整理番号 41-1 について、資料に沿って説明)
議長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	所有者が全員相続放棄されたら、国の土地になるのではないですか。
県農業経営課	国の土地になるまでにはいろいろと手続があります。
〇〇委員	この賃借料はどこに払うのですか。
県農業経営課	地方法務局に供託することになります。
〇〇委員	期間が5年となっていますが、また5年後に同じことをしなければならぬのですか。
県農業経営課	はい、そうです。
〇〇委員	賃貸契約で10年とか20年とかありますが、それはできないのですか。
県農業経営課	最大40年までできます。
〇〇委員	相続放棄が多分今からたくさん出てくると思うんですよ。都度このような話し合いというのをやらないといけないということになるんでしょうか。過去5件ということで、たまたまこの場所が優良農地であるから、今回こういう審議をするってということなのではないでしょうか。
農業会議事務局	今回は優良農地ですからこの制度で運用できますが、中山間地では難しいところです。おっしゃるようにこのような事案は今後増えてくると思われます。
〇〇委員	今回は賃借権ですが、買いたいっていう場合は買えるのですか。
農業会議事務局	手続き的には国が代行して所有権を持ち、財産の払い下げということで可能です。
〇〇委員	この保証金の302,300円というのは〇〇さんが出すのですか。
県農業経営課	〇〇さんは死亡された所有者になります。実際にお金を支払う方は耕作者の方です。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として県知事に回答いたします。

議長 続きまして、次の項目に移ります。
「農地中間管理事業の推進に係る要請書(案)」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局 (資料2により説明)

議長 皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 要請書について、文言が足りないように思いますので、何かいい表現があればと思います。それと、政策提言の中で、今国は緊急的に食料が必要になったときに、逆らう農家に対して罰金を取るという形で進んでいると新聞に載っていましたが、そういう形じゃなくて助成金を減らす等にするなど、実際どうなるか分かりませんがこれについても触れた方がいいのではないかと思います。

〇〇委員 国の先生方に我々が要望をするときに、資料2で予算拡充についてまとめていただいておりますけど、これではなかなか深く読み込めないということもあるから、公社が今懸念を持っている課題、例えば補助金が100%だったのが今いくら減って、最終的には50になるかもしれないとか、箇条書きでもいいから数値的なものを具体的に示してほしいと公社の専務にお願いをしておりましたが、どんな状況でしょうか。

農業会議事務局 公社とやり取りして、国会議員の先生に分かりやすい資料を作っています。

〇〇委員 そういう資料がないと、参加する会長皆さんが共通認識としてこうなんだと言えないと思いますので。分かりました。

〇〇委員	国会議員に陳情するときに、この資料は箇条書きで書いてあって、インパクトがないような気がしてなりません。やりたいものを数少なく、一つずつした方がいいんじゃないかと思います。
農業会議事務局	この政策提案については、1枚紙にまとめたダイジェスト版も全国農業会議所が作っていますので、あわせて持って行きます。
議長	月末に皆さん上京しますが、その中で国会議員の方にも農業委員会、農業会議として要望を出したいと思いますので、皆さんの忌憚ない提案をお願いしたいと思います。
議長	最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明。)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
武藤次長	皆さま、お疲れさまでした。 次回は6月17日になりますが、午後から総会を開催するため10:30からの開催となります。場所はグランデはがくれですので、お間違いのないようお願いいたします。

14時50分